

農地中間管理機構だより



発行者：農地中間管理機構(公益社団法人宮崎県農業振興公社) *随時発行*

◆第24号内容

- 1 事業推進キャラバンについて
- 2 平成28年度農地中間管理事業市町村別実績(4月～7月)
- 3 農地中間管理事業審査会(7月)について
- 4 県内での取組事例紹介(16)



1 事業推進キャラバンについて

県、農業会議、JA中央会及び機構は、6月下旬から7月にかけて、県内を9ブロックに分けて、市町村及び農業委員会、JA、県出先機関の担当職員を対象に、事業推進キャラバンを実施しました。

キャラバンでは、耕作放棄地対策、農業委員会制度、人・農地プラン、農地中間管理事業についての説明及び重点実施地区の進捗状況や人・農地プランの作成状況等について意見交換を行いました。

意見交換では、協力金の制度変更に伴う事業推進の方法や人・農地プランの作成エリアの考え方等について多くの意見が出されました。地域で活動されている担当者の皆様の貴重な御意見を、今後の事業推進に反映させて取り組んで参りたいと考えております。



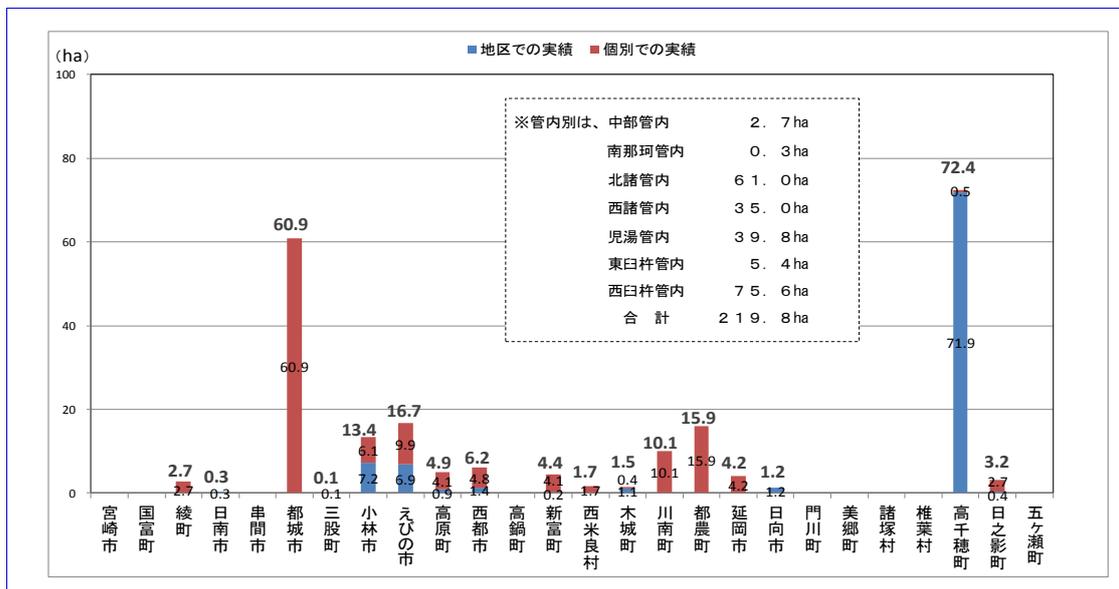
事業推進キャラバンの様子

2 平成28年度農地中間管理事業市町村別実績(4月～7月)

平成28年4月から7月までの実績については、審査会累計で、219.8haとなっており、昨年度の同時期(約109.6a)の約2倍の数字となっております。

市町村別で見ると、高千穂町が72.4haと最も多く、続いて都城市が60.9ha、えびの市が16.7ha、都農町が15.9haとなっております。高千穂町では、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金事業による話し合いの場を活用して事業推進を行っており、都城市では、農地所有適格法人(旧農業生産法人)の農地集積により実績を伸ばしております。また、その他の市町村においても、各地域で日々話し合い活動が行われており、これからその成果が上がってくるものと期待しております。

平成28年度 農地中間管理事業 市町村別実績(4月～7月) 審査会ベース



3 農地中間管理事業審査会（7月）について

7月20日（水）に農地中間管理事業審査会を開催しました。
今回の審査会では、重点実施地区10地区での追加の権利設定や新たな権利設定並びに個別案件としてリタイアされる農業者や隣接する農地を機構に貸し出される方などの農地を対象として審査を行いました。
また、今回は、合意解約による機構からの貸付者変更も3.2haあり、担い手への農地の集約も着実に進んでいます。

【農地中間管理権取得等の審査地区】

◆重点実施地区10地区（うち新規地区1地区）

（小林市・えびの市・日向市・高千穂町）

・機構が借り受けて貸し付ける農地面積 41.7ha

◆離農する農業者及び隣接する農地を貸し付ける農業者等（61名）

（都城市・えびの市・高原町・西都市・新富町・川南町・都農町・延岡市・高千穂町）

・機構が借り受けて貸し付ける農地面積 22.3ha

7月審査面積 64.0ha
平成28年度審査累計面積 219.8ha

4 県内での取組事例紹介（16）

第16回目の取組事例紹介は、高千穂町の「下野東地区」です。

高千穂町では、遊休農地の発生防止や多面的機能を増進するために、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金事業を町ぐるみで取り組んでおり、世界農業遺産に認定された地域の農業を財産として後世に残すため、集落協定や活動組織を中心に人・農地プランの話し合いを進め、農地中間管理事業に取り組んでいます。

下野東地区は、高千穂町の北部に位置する水田地帯で水稻（食用米・飼料稲）や飼料作物、露地野菜等を基幹作物としています。

当地区は、平坦地が少なく農業条件が厳しい中山間地域のため、兼業農家が多く小規模複合経営も多いことから、これまで農地の集積が進んでいない地域です。

このため、昨年度から中山間地域等直接支払制度の集落協定を中心に農地中間管理事業の推進に関する地元説明会や個別相談会を実施し、事業制度はもとより、地域で集落を守っていくための話し合い活動の重要性や、地域の財産である農地の有効活用を図っていくため、機構を介した農地集積の必要性を住民に説明してきました。

また、機構を活用した農地集積を行った場合の経営体育成支援事業のメリットを説明して推進するなど、機構集積協力金に頼らない推進を実行した結果、地区の約32%（20ha）の農地において農地中間管理事業に取り組んでいます。

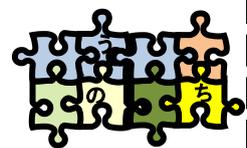
今後、地域での話し合いを更に進め農地の集積・集約化を進めて行く計画です。



下野東地区で集積された農地

<農地第一課より>

7月12日農林水産省において、平成27年度の農地中間管理機構の実績を踏まえた本年度の活動方針や機構を軌道に乗せるための改善策の実行状況等について、農林水産省による県及び機構に対するヒアリングが行われました。機構に関連する主な改善策は、①現地のコーディネート体制の整備、②担い手農業者との定期的な意見交換の実施、③機構の役員・本部職員と現地のコーディネートを行う機構及び市町村等との定期的な打合せの実施、④農地整備事業との連携などが示されており、農林水産省からは、改善策を着実に実行していくよう求められました。今後も、関係機関・団体と連携を図り、改善策の着実な実行に向けて、取り組んで参ります。



農地中間管理機構だよりに関するご意見・ご要望は下記までお願いします。

公益社団法人 宮崎県農業振興公社 農地第一課 電話 0985-78-0210

メール mk-kosha@tulip.ocn.ne.jp